

福島市公告第76号

地域農業経営基盤強化促進計画「以下 地域計画」の変更案について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、次により縦覧する。

令和8年4月2日

福島市長 馬場 雄基

- 1 地域計画の変更案を作成した地区
笹谷地区、清水地区、野田地区、庭坂地区
- 2 縦覧場所
(1)農業企画課
(2)福島市ホームページ
- 3 縦覧期間
令和8年4月2日（木）～令和8年4月15日（水）
なお、2(1)の縦覧は、開庁日の午前8時30分から午後5時まで
- 4 意見の申し立て
農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、地域計画の変更案の利害関係人は、縦覧期間満了日までに意見を申し出ることができます。
意見のある利害関係人は、任意様式により、農業企画課まで意見書を提出してください。